１　調査統計

(1) 学校基本調査

統計法 第2条\_4

この調査は，総務大臣により指定された基幹統計調査である。幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，特別支援学校及び各種学校等に関する基本的な事項について調査し，学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

学校基本調査規則

第2条

統計法施行令 第4条

この調査には，以下の調査がある。

ア　学校調査票

５月１日現在の「児童・生徒数」「教員数」「職員数」等について調査し，「政府統計オンライン」で入力することによって報告する。

イ　卒業後の状況調査票(中学校が該当)

５月１日現在の「中学校卒業者の進学，就職などの状況」を調査し，上記の方法によって報告する。

この調査の結果は，以下のように利用されている

・基礎資料として

教育行政上，必要な法規作成のための国会・議会等の参考資料，当面の教育諸問題の検討，学校の設置・廃止，教員養成計画等具体的な教育行政施策の検討・策定

・基礎数値として

地方交付税の算定，教職員の給与，教育上必要な諸経費，補助金等の算定

・その他

一般の行政資料，民間企業における資料

(2) 地方教育費調査

この調査は，公立の学校を対象に，学校教育，社会教育，生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費，授業料等の収入の実態を明らかにして，国と地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成21年度から，学校教育における公費に組み入れられない寄付金は調査対象外となり，市町立学校の学校教育費調査票は，市町教育委員会が作成・報告することになった。

(3) 学校教員統計調査

この調査は，総務大臣により指定された基幹統計調査である。幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，特別支援学校及び各種学校等における教員を対象に，学校の教員構成並びに教員の個人属性，職務態様及び異動状況等を明らかにし，教員の待遇，現職教育，養成計画等の教員に関する諸施策を検討，立案のための基礎資料を整備することを目的とする。

学校教員統計調査規則 第2条

ア　学校調査票

10月１日現在で，調査対象となった学校に籍を置く常勤の本務教員を対象に「性別・年齢別・職名別本務教員数」等について調査し，説明書に従って記入する。

イ　教員個人調査票(調査対象校のみ実施)

10月１日現在で，常勤の本務教員を対象に「性別・年齢・免許状の種類・授業担任状況」等について調査し，説明書に従って記入する。

ウ　教員異動調査票

前年度間に採用，転入，離職した本務教員を対象に「異動の状況・性別・年齢」等について調査し，説明書に従って記入する。

(4) 教職員調査書

　この調査は，４月１日現在で勤務する教職員を対象に「学歴・職歴・家族・通勤方法」等について調査し，記入する。

(5) 勤務条件等に関する調査

地方公務員法

第14条\_1

第24条\_4

第１表　年次有給休暇の使用状況(その１)(その２日数別)

第２表　病気休暇の使用状況

第３表　特別休暇の使用状況(１条例)(２規則)

第４表　週休２日制の実施状況

第14表　介護休暇等の使用状況(１介護休暇)(２介護時間)

以上，５つの調査がある。説明書に従って記入する。

(6) その他

学校に依頼される調査には，保健統計調査・学校給食調査・生徒指導に関する調査などがある。

いずれも，目的に合った根拠のある調査をし，プライバシーが漏れないように配慮する。